

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 開発指導係

議案名

議案第17号 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

宅地造成等規制法(旧法)が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(新法、以下「盛土規制法」という。)の運用が開始されることに伴い、本条例において事業許可が必要な特別保全地区の一つとして市長が指定する「宅地造成工事規制区域」について、所要の改正を行うものです。

概要

本条例において、事業の許可が必要な区域として、特別保全地区を指定しております。特別保全地区には旧法に規定する「宅地造成工事規制区域」を引用し指定していますが、盛土規制法(新法)では「宅地造成工事規制区域」が規定されなくなるため、条例における表現を改めるものです。

「宅地造成工事規制区域」は盛土規制法(新法)には規定されなくなりましたが、「市長が指定する特別保全地区」の要件である条例第9条第1項第5号エに該当するため、名称を「旧宅地造成工事規制区域に指定されていた区域」に変更し、「市長が指定する地区」として特別保全地区の指定を行う予定です。本改正は、区域の名称変更であり、許可が必要な特別保全地区の範囲、許可の内容に変更はありません。

条例上の特別保全地区の構成地区・区域について

○改正前

- (1) 宅地造成工事規制区域
- (2) 市街化調整区域及び風致地区
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (4) 山地災害危険地区
- (5) その他市長が指定する地区
 - ① 崩壊土砂流出危険地区の集水区域

○改正後

- (1) 宅地造成工事規制区域 (削除)
- (1) 市街化調整区域及び風致地区
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (3) 山地災害危険地区
- (4) その他市長が指定する地区
 - ① 崩壊土砂流出危険地区の集水区域
 - ② 旧宅地造成工事規制区域に指定されていた区域

名称の変更のみで区域の変更はない

(施行期日：令和 7 年 5 月 26 日)

背景・経過

宅地造成等規制法(旧法)が改正され、盛土規制法(新法)の運用が開始されますが、条例で規定する「宅地造成工事規制区域」について、盛土規制法(新法)において「宅地造成工事規制区域」の規定がなくなることから、名称を変更するものです。